

## 戦時中の強制疎開

本会幹事 西脇金一郎

昭和16年(1941)太平洋戦争開戦。戦勝気分酔ったのはほんのひと時であった。翌年には、ミッドウエー海戦の大敗北以来、戦況の敗色が濃くなる中、「挙国一致」「一億総動員」が叫ばれた。国民学校にも報国隊が結成され、防火訓練や健脚運動、耐寒訓練、荒れ地の開墾などが行われた。

昭和18年(1943)にもなると、いよいよ時局は緊迫し、工場、農村への学徒勤労動員、戦場への学徒出陣が始まった。そして同年9月には長崎にも最初の警戒警報が発令された。翌19年(1944)6月以降は、しばしば警戒警報、空襲警報が発令されるようになり、頻繁に防空壕への退避を余儀なくされた。

第2次世界大戦が激しくなるにつれて、総国民の生活は圧迫され、戦災に晒されることになり、都市部からの疎開が現実化してきた。

昭和18年9月28日、政府は官庁の地方疎開を閣議決定し、10月15日には帝都・重要都市の地方疎開方針を決定した。昭和19年6月1日には、長崎市も戸籍課兵事厚生課を閉鎖中の長崎史料博物館(後の長崎市立博物館)に移した。

昭和19年11月27日、長崎市は知事より改正防空法による強制疎開を命じられた。これにより、長崎市は庁舎内に成瀬防衛本部長を所長とする「疎開相談所」を置いた。同日、長崎県も「都市疎開本部」を設置し、長崎・佐世保両市に「疎開工事事務所」を置いて建物疎開の実施に乗り出した。(第1次建物疎開)

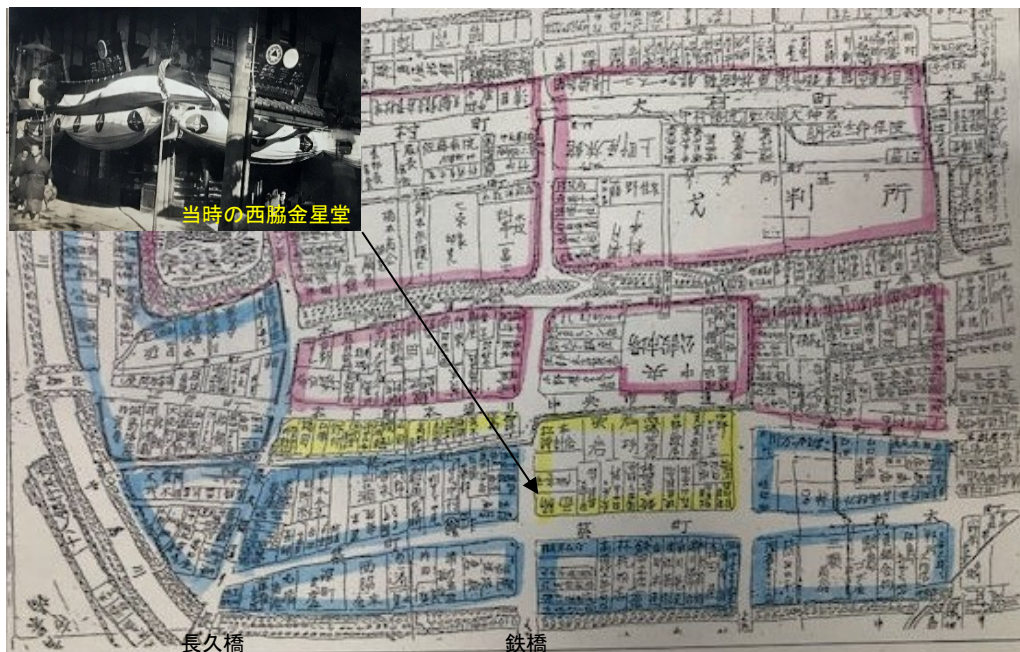
長崎市の第1次建物疎開の対象は三菱長崎造船所など軍需生産施設周辺の家屋密集地帯で、飽の浦地区をはじめ幸町・茂里町地区、中島川兩岸の密集地帯、町内防空壕への退避道路周辺(船大工町・本籠町など)の市内11か所にわたる地域内の家屋が指定された。

昭和20年(1945)4月、第2次建物疎開が行われた。県庁・市役所・学校・郵便局・駅など主要施設の周辺の木造建物が対象となった。

また、昭和20年5月にかけて、三菱長崎造船所も、アメリカ機動部隊の爆撃激化に対応して、各種資材、付属部品及び工具製作関係工場の分散疎開を行った。

昭和20年6月から7月にかけて第3次建物疎開が実施され、市内至る所に、防火地帯(間引き疎開の空き地)が出現した(長崎新聞 昭和20年7月3日)。

昭和20年の記録では江戸町4,683坪、築町4,332坪、紺屋町6,449坪が強制疎開になるなど、長崎市の疎開面積は185,924坪に上った。この



地元有志による築町・江戸町の復元地図(昭和16年ころ)  
黄色は昭和19年建物疎開、水色は昭和20年4月建物疎開、  
赤色は昭和20年8月9日の原爆で全焼

建物疎開によって、長崎の町も大きく変貌を遂げた。築町や江戸町は半分を失い。内中町(現桜町公園一帯)や八千代町などはほとんど町自体が無くなった。

長崎市では、集団疎開は行われず縁故疎開の方法がとられた。昭和19年7月から8月10日まで縁故疎开学童は約1,000人に上った。昭和20年になると佐世保市、大村市、長崎市などで大規模な空襲が始まり、長崎市、佐世保市においては、幼老・学童の疎開が強化された。

2次、3次の疎開によって、総数51,761人(市街移住27,005人、市内転住24,756人)、14,462世帯が疎開した。8月9日に爆死した約74,000人の中に、判明しただけでも5,200人の疎開児童・生徒が含まれていた。

戦時中の強制疎開に対する補償は、戦時債務補償として認識されており、戦後その支払いが求められた。

しかし、戦時補償特別措置法に基づく「戦時補償特別税」が設けられ、形式上は支払う形をとりながら、支払額に対して100%の税率で課税し全額を回収したため、債務補償は事実上無効となった。築町・江戸町の建物疎開の跡地は、県庁坂(南側)、4車線の公会堂前通りとなり、中島川には中央橋も架けられたが、疎開地に対する戦後補償はなかったのである。

町名は当時の町名による。

本稿は令和8年1月例会の発表の要旨である。

### 参考資料

長崎市史編さん委員会『新長崎市史第3巻近代編』長崎市 平成25年  
越中哲也・岡林隆敏『目で見える長崎市の百年』郷土出版社 平成15年